

令和7年3月1日

株式会社トヨタレンタリース博多所有車両の登録に関するご案内

弊社は令和7年4月1日の吸収合併に際し、国土交通省と協議の結果、登録自動車の車検証「所有者移転登録」を登録識別情報制度を利用して行うことになり準備を進めてまいりました。

この度、同制度を利用して、商号の変更を電子申請により下記の日程で実施することとなりました。対象車両につきましては、商号の変更実施日に各運輸支局の窓口で一部の業務が中止されます。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 所有者名称の変更実施日

令和 7年 4月 15日

2. 変更対象車両

車検証備考欄に下記の商号の記載がある車両

株式会社トヨタレンタリース博多
福岡県福岡市博多区東光町1丁目6-13
33862

株式会社トヨタレンタリース博多
福岡県福岡市博多区東光町1丁目4-10
81316

3. 変更実施日に中止される窓口業務

変更登録、移転登録、一時抹消登録、永久抹消登録、輸出抹消登録、自動車検査賞記入、番号変更

4. 実施日以降の注意事項

車検証備考欄の所有者名は旧商号（株式会社トヨタレンタリース博多）のままですが、国土交通省のデータファイルは新商号（株式会社トヨタレンタリース福岡）に変更済です。そのため、対象車両の車検証の所有者情報の変更登録申請の必要はありません。なお、車両に備え付けの車検証はそのままご利用可能です。

5. お問い合わせ

株式会社トヨタレンタリース博多

業務グループ 担当：柿本

（電話番号）092-472-8353（受付時間）

平日の10：00～18：00